

鹿児島県の経済が分かる情報誌

鹿児島県

2023

12月号

Vol.405

調査レポート

アフターコロナの飲食業

プラスワン

① 2023年
冬の賞与支給計画

② 最低賃金の引き上げ

トピックス

① 2023年
冬のボーナスの使い道に
関する調査

② 新NISAの利用動向

ビジネス Q&A

人事・労務

年収が一定額を超えると税や社会保険料(厚生年金、健康保険)が増える「年収の壁」に対する厚生労働省の対策が10月から始まりました。

今回は、年収の壁の中の社会保険の壁である「年収106万円の壁」と「年収130万円の壁」を取り上げます。年収が「壁の年収」を大きく超えないと、保険料の負担が収入増を上回り手取りが減るようになります。

ここでは、妻がパート・アルバイトの方で、配偶者(第2号被保険者)である夫に扶養されているケースを見ていきます。

1・106万円の壁

以下の条件を全て満たしている方は、勤務している事業所の社会保険に加入することになります。

① 従業員101人以上の事業所に勤め

を行う事業所に対して、次の通り従業員1人当たり3年間で最大50万円の助成金を支給しています。

① 賃上げする場合

事業主が「社会保険適用促進手当」の支給等により労働者の収入を増加させる場合に事業主に助成金を支給します。

要件	1人当たり助成額
(1) 賃金の15%以上を追加支給(社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
(2) 賃金の15%以上を追加支給(社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取り組み	2年目 20万円
(3) 賃金の18%以上を増額	3年目 10万円

② 労働時間を延長する場合

社会保険適用促進手当とは
(注)事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給する場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

所定労働時間を延長して賃金を増額し、社会保険を適用させる場合に事業主に助成金を支給します。

年収の壁について

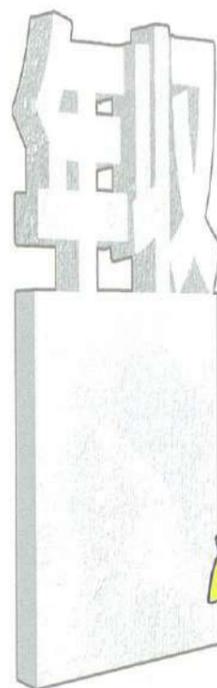


林 哲史

Satoshi Hayashi

林FP1級社労士事務所 代表
社会保険労務士

明治大学法学部を卒業後、鹿児島銀行入行。営業店で主に法人営業、本部で債券・株式運用部門、新商品開発部門、相談部門等に従事。現在、社会保険労務士のほか、スモールM&A鹿児島センター 代表FA、不動産賃貸業を営む。



- ② 年収が8万8000円(年収換算で約106万円)以上
- ③ 週の所定労働時間が20時間以上
- ④ 2カ月を超える労働の見込みがある
- ⑤ 学生でない

ここで言う月収8万8000円は契約した賃金で決まるので残業代を含みません。雇用契約書で確認します。

ちなみに、106万円の壁を超えると社会保険料負担が生じるため、手取り収入は減りますが、年収が125万円を超えると、再び手取り収入は増えていきます。

ただ、働き手は手取りが減ることばかりにとらわれず、社会保険に加入することで、将来の年金額が増える、病気やケガの際に収入の3分の2の傷病手当金が支給されるメリットがあることも考慮する必要があります。

2・国の支援・対策

厚生労働省は10月以降、106万円の壁を超えて働いた従業員に賃上げや手当など

社会保険適用促進手当の特例措置は最大2年間です。

また、130万円の壁対策も原則連続2年までとなり、その後は未定です。25年には、年金制度の抜本的な改正を控えているのでこの2つの壁自体がなくなることも考えられます。一方、まだまだ賃上げは続き、人手不足の解消も困難な状況は避けられません。雇用する側は、社会保険の支払い増加等によるコストアップをどう吸収して経営していくかが問われる時代になりそうです。

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

② 労働時間延長と1人当たり助成額

※助成額は中小企業の場合、大企業の場合は3/4の額。
※1年目に①の取り組みによる助成(20万円)を受けた後、2年目に②の取り組みによる助成(30万円)を受けることが可能

ただ①と②の助成金は、新たに106万円の壁を超える労働者の方が対象になりますので既に超えている労働者に対する対応が課題となります。

3・130万円の壁とは

妻の年収が130万円以上になると夫の社会保険の扶養をはずれます。106万円の壁と異なり妻は国民年金保険と国民健康保険に入ることになります。この場合は、新たに保険料が発生するだけで将来の厚生

年金の受給などはなく単純に保険料が増えるという意味では「壁」という表現がぴつたり合います。また、130万円の年収は、残業代を含みますので注意してください。ちなみに、130万円の壁を超えた後、再び手取り収入が増えるためには150万円超の年収が必要です。

4・国の支援・対策

厚生労働省は、人手不足による残業の発生などで一時的に収入変動がある旨の「事業主の証明」を夫が加入する健康保険組合に提出すれば、年収が130万円以上に達しても被扶養者として認定することを決めています。ただ原則として連続2年までとなっています。

この制度は、基本給や毎月支給される手当等で既に130万円を超える場合は認定されません。あくまで一時的な収入増加が原因で130万円を超える場合に限られます。

いろいろなケースが出てくると思われますが、最終的な認定は、夫が加入する健康保険組合が判断します。

※「事業主の証明」は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

5・今後の動き

106万円の壁は、従業員が106人以上の事業所が対象ですが、2024年10月からは従業員51人以上の事業所も対象になります。なお、106万円の壁対策である

